

加西市子ども・子育て支援事業計画【素案】

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 計画策定体制と経過

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 加西市の子どもをめぐる状況
- 2 加西市子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果と分析
- 3 加西市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念（目標）
- 2 基本的な視点
- 3 教育・保育提供区域の設定

第4章 計画の施策内容

- 1 幼児期の学校教育・保育の見込みと確保内容・実施時期
- 2 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期
- 3 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保
- 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第5章 計画の進行管理

- 1 行政機関の連携
- 2 市民や地域との連携
- 3 計画の進行管理

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、これまで、こうした保護者のがんばりを支えるため、学びと生きる力の助長を図る教育環境の充実、世代を超えた交流を通じた地域ぐるみでの子育ての推進、子どもと子育てに関する総合案内や専門的対応と地域のサポート・ネットワークの充実など、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域みんながつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。

2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人一人の子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。具体的には、設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどが検討されています。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

この計画は、第5次加西市総合計画に掲げられている「加西の元気力～加西の良さを活かした元気力の追求」を目指し、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけます。

また、第5次加西市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子どもの「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

(2) 計画の対象

この計画では、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、妊娠・出産期から学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。

また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 次世代育成支援対策推進行動計画及び関連計画との関係

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと」とされています。

そこで、子ども・子育て支援事業計画で対象とする事業の現状と課題について整理し、計画に反映することとします。

また、次世代育成支援対策推進行動計画に含まれる「加西市地域福祉計画」、「健康かさい21」、「加西市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「加西市障害者基本計画・加西市障害福祉計画」、「かさい子ども・子育て応援プラン」などの諸計画との整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

4 計画期間

「子ども・子育て支援法」において、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした計画を定めるものとしています。したがって、この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5 歳就学前児童の保護者 1,200 人、小学 1～6 年生の保護者 800 人を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」を実施しました。

(2) 「加西市子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「加西市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施（予定）

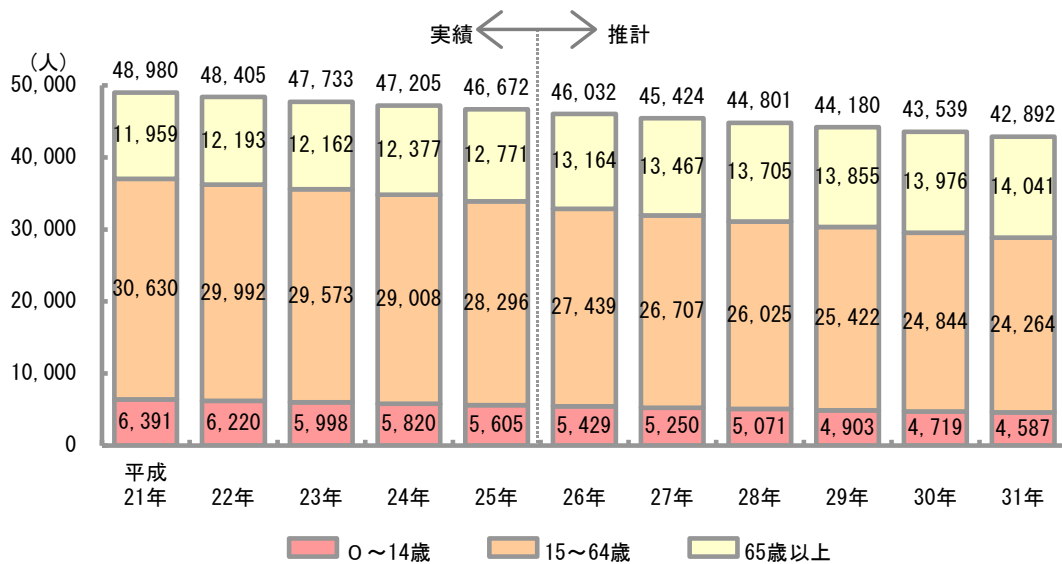
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 加西市の子どもをめぐる状況

(1) 子どもの人口の推移と推計

加西市の総人口の推移は、国がほぼ横ばいで、兵庫県で増加傾向がみられるのに対し、年々減少し、平成25年4月1日現在で46,672人となっています。平成26年以降の推計人口についても、年々減少しており、平成31年で42,892人と推測されます。

【 加西市の人口推移と推計 】

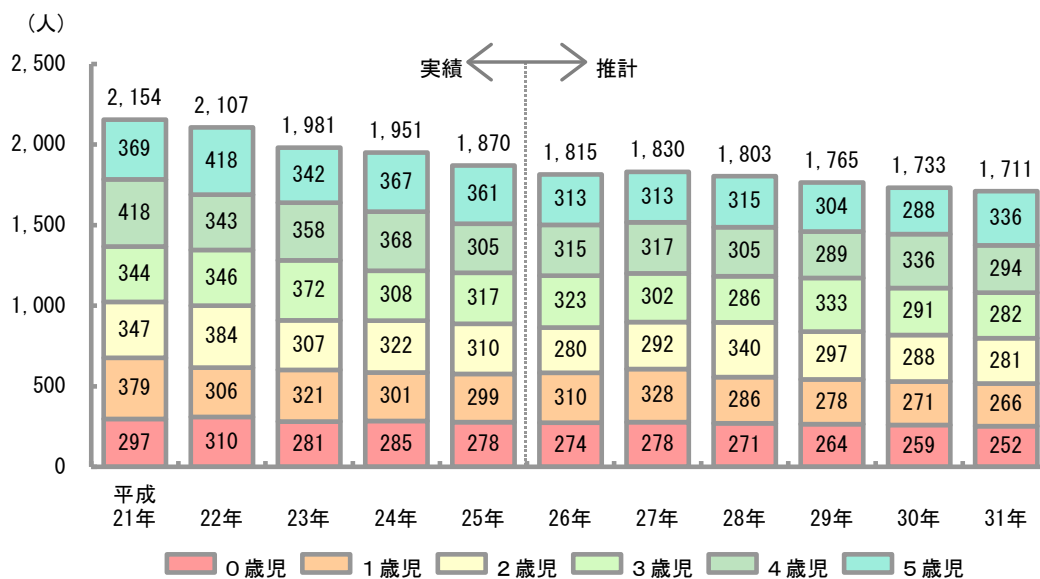


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
 ※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

(2) 子どもの人口の推移と推計

加西市の子どもの人口の推移は、減少しており、平成25年4月1日現在で1,870人となっています。平成26年以降の推計人口についても、減少傾向となっており、平成31年で1,711人と推測されます。

【 子どもの人口の推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したものと推定されます。

(3) 合計特殊出生率の推移

加西市の合計特殊出生率の推移は、平成21年を除き、減少しており、平成23年で1.2となっています。また、兵庫県、国と比較すると、加西市では、平成19年を除き、兵庫県、国を下回っています。（グラフ挿入）

(4) 社会動態の推移

加西市の社会動態の推移は、転入が平成20年を除き、約950人で推移しているのに対し、転出で減少傾向がみられ、平成24年で1,261人となっています。また、社会動態では、平成21年、平成24年を除き、増加しており、平成24年で-342人となっています。加西市の年代別転入出の推移は、転入、転出ともに20歳代、30歳代で高くなっており、転入で20歳代が1,251人、30歳代が1,069人、転出で20歳代が935人、30歳代が1,026人となっています。（グラフ挿入）

(5) 出生から小学校入学までの人口の推移

加西市の出生から小学校入学までの人口の推移は、その年生まれた人数と、小学校入学人数の差である小学校入学時の人口増減で減少しており、平成 25 年現在で 21 人の差となっています。(表挿入)

(6) 世帯構成の推移

加西市の核家族世帯数の推移は、核家族世帯数で年々増加しており、平成 22 年で 8,466 世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も、年々増加しており、平成 22 年で 55.8%となっています。加西市の核家族世帯数の内訳の推移は、女親と子どもから成る世帯で増加しており、平成 22 年で 13.0%となっています。(グラフ挿入)

(7) 女性の労働状況

加西市の女性の年齢別労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。しかし、平成 22 年は、平成 17 年と比べ、30～34 歳の労働力率が 5.0 ポイント上昇しており、落ち込みは、緩やかになっています。また、県と比較すると、加西市は、30～34 歳の労働力率が 8.1 ポイント高くなっており、県よりM字カーブが緩やかとなっています。

加西市の女性の未婚・既婚別労働力率は、20 歳から 39 歳にかけて既婚に比べ、未婚の方が高くなっており、特に、25～29 歳で 35.7 ポイントの差となっています。

(グラフ挿入)

(8) 共働き世帯の推移

加西市の共働き世帯の推移は、共働き世帯で年々減少しており、平成 22 年で 5,306 世帯となっており、共働き世帯のうち子どもありの世帯も減少しており、平成 22 年で 4,183 人となっています。また、共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合は、ほぼ横ばいとなっています。(グラフ挿入)

(9) 保育所(園)在籍児童の推移

加西市の就学前児童と保育所(園)在籍児童数の推移は、就学前児童数で年々減少していますが、保育所(園)在籍数でほぼ横ばいとなっているため、在籍割合が増加して、

平成 25 年で 51.1%となっています。(グラフ挿入)

(10) 年齢別保育所(園)の在籍割合の推移

加西市の年齢別保育所(園)の在籍割合の推移は、ほぼ横ばいとなっています。
(グラフ挿入)

(11) 幼稚園在籍者数の推移

加西市の就学前児童と幼稚園在籍者数の推移は、就学前児童数で年々減少していますが、幼稚園在籍者数でほぼ横ばいとなっているため、在籍割合は増加傾向がみられ、平成 25 年で 10.3%となっています。(グラフ挿入)

(12) 年齢別幼稚園の在籍割合の推移

加西市の年齢別幼稚園の在籍割合の推移は、4歳で増加傾向がみられ、平成 25 年で 13.5%となっています。(グラフ挿入)

(13) 放課後児童クラブの推移

加西市の放課後児童クラブの推移は、定員数で増加傾向がみられ、平成 25 年で 292 人となっています。また、入所者数も増加傾向を示し、平成 25 年で 213 人となっています。(表挿入)

(14) 学年別放課後児童クラブ入所者数の推移

加西市の学年別放課後児童クラブ入所者数の推移は、平成 22 年まで横ばいとなっていますが、平成 23 年で増加し、217 人となり、その後、横ばいとなっています。
(表挿入)

(15) 加西市の保育・教育施設の配置状況(図挿入)

(16) 保育所・幼稚園の在籍児童数の状況(表挿入)

2 加西市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果と分析

(1) 調査の目的

「子ども・子育て支援計画」を策定し、今後の事業の展開を検討するため、市民の子育て支援に関する考えや意見から、計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 調査対象

- ① 小学校就学前の児童の保護者 1,200名
- ② 小学生の保護者 800名

(3) 調査期間

平成 25 年 10 月 30 日（水）～平成 25 年 11 月 22 日（金）

(4) 調査方法

郵送により対象者に送付、郵送回収にて調査を実施

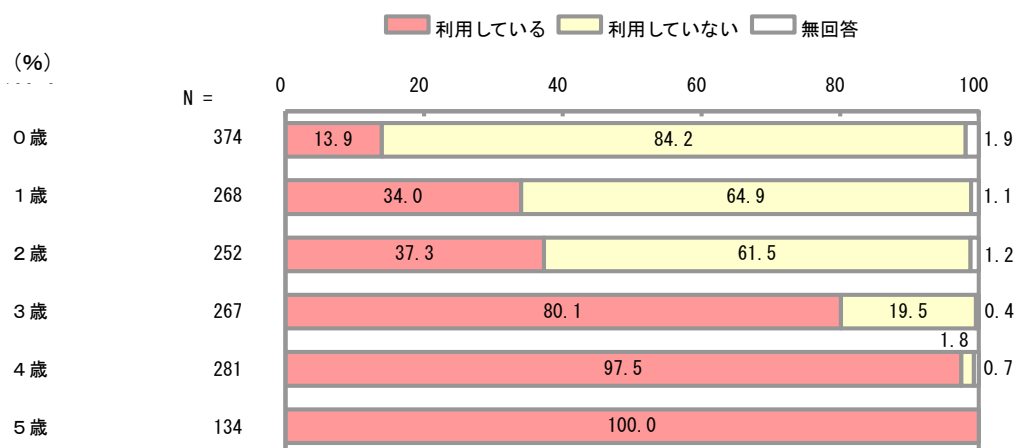
(5) 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	1,200 通	819 通	68.2%
小学生	800 通	574 通	71.8%

(6) 調査結果の表示方法

■ 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況と希望

- ・現在の平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用状況については、0歳から2歳までは6割以上の方が就園せず在宅で子育てをしている状況であることがうかがえます。



- ・子どもの年齢別で見ると、他に比べ、0歳で「事業所内保育施設」の割合が高く、2割を超えています。また、3歳で「保育所」の割合が高く、5割半ばとなっています。（表挿入）
- ・「保育所」の割合が51.4%と最も高く、次いで「認定こども園または幼稚園」の割合が49.9%、「幼稚園」の割合が29.8%となっています。

(以下 アンケート結果報告)

3 加西市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

加西市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

加西市の就学前児童数は、減少傾向で推移しており、保育所や幼稚園の園児数も減少しています。少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤となる時期で、子どもの心身の健やかな成長にきわめて重要であり、こうした中、集団の中での学びの機会を確保し、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が必要です。

また、近年、幼稚園・保育所・学校において、発達障害など特別な配慮が必要な子どもたちが増加傾向にあり、障害特性等に配慮した対応や支援が求められています。

すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が求められています。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応

女性の労働状況をみると、子育て世代（30歳代前半）の労働力率は増加していることがみうけられます。また、アンケート調査の結果をみると、現在働いていない母親も将来就労したいと考えている人が多く、母親の就労意向が高くなっていることがうかがえます。

子育て家庭における働き方が変化しているなか、今後、幼稚園等の既存施設の活用や幼保の連携を図りながら、保育所の入所を希望する0～2歳児の低年齢の児童の受け入れの場の確保など、保育サービスの整備を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めることが求められます。

夫婦共働き世帯など家族形成状況の変化に伴う保育ニーズへの対応が求められます。

(3) 子育て家庭を支える環境づくり

これまで本市では、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の解消に向けて、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりを進めてきました。平成25年度に実施したアンケート調査においては、子育て中の親子が気軽に集え、安全に遊べる場所の確保について多くの保護者が望んでいます。また、経済的負担や子育てと仕事との両立のほか、子どもの教育やいじめなどに不安や負担を感じている保護者の姿もうかがえます。児童虐待などの問題を抱える家庭においては、関係機関との連携による早期発見・早期対応の防止策が必要となっていきます。

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭の不安や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、また喜びを感じながら子育てができる環境づくりが求められます。

子育ての不安感をなくし、子どもの育ちと子育てを支援するための環境づくりが必要とされています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、「第5次加西市総合計画」の到達目標や次世代育成支援行動計画「かさい子ども・子育て応援プラン」の基本理念「子どもは 地域みんなで育てる 宝物」ならびに基本目標「安心して子どもを産み育てられる加西市づくり」の考え方を継承するとともに、国が示す子ども・子育て支援の意義や子ども・子育て支援アンケート調査の結果を踏まえ、次のように基本理念を定めます。

安心して子どもを産み育てられる
加西市づくり（仮）

2 基本的な視点

○ 子どもの視点に立った支援

加西市で育つ子どもが家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていけるよう、子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成の基礎を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

○ 切れ目のない支援

すべての家庭及び子どもに対して、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくため、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を進めます。

○ 地域社会全体による支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、行政区1圏域を教育・保育提供区域と設定します。

これらの理由から、行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、アンケート調査結果に基づき各中学校区の中でさらなる需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものとしします。

第4章 計画の施策内容

1 幼児期の学校教育・保育の見込みと確保内容・実施時期

(1) 加西の教育・保育の現状

		平成26年度（4月1日現在）			
		1号	2号		3号
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外				
児童数					
定員					
充足率					
定員	幼稚園				
	認可保育所				
	認定こども園				
	認証保育所				

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期

(1) 時間外保育事業

(2) 放課後児童健全育成事業

(3) 子育て短期支援事業

-
-
-

(12) 養育支援訪問事業等

3 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項

(1) 教育・保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、保育所・幼稚園や認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した保育・教育内容、保育・教育環境の充実に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

幼稚園教諭と保育士の合同研修など、保育所・幼稚園・認定こども園の連携を進め、情報の共有に相互理解を深め、幼稚園教諭・保育士の資質の向上を図るとともに、就学前教育から小学校への円滑な移行ができるように保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携を強化し、子どもの生活・育ちの連続性を大切にしていきます。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園の普及

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知するとともに幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。

また、認定こども園、幼稚園及び保育所の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を推進します。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

就業環境改善への働きかけ

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設、

地域型保育事業を整備します。

また、特定事業主行動計画の推進など、事業者に対して働きかけを行っていきます。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童への権利侵害対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待親への指導、家族関係修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障害のある子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人ひとりの障害の状況に応じた、ライフステージを通じた一貫したきめ細かい支援体制の構築を図っていくとともに、障害児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障害に対する相談への対応ができるように、関係機関と連携を強化します。

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 男女共同参画への意識づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援など新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施と、さまざまな啓発活動を通して、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義および重要性ならびに市民、事業者、行政が一体となって取り組むことの必要性について啓発を推進し、その定着を図ります。

第5章 計画の進行管理

1 行政機関の連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

2 市民や地域との連携

子どもや子育て家庭をとりまく、保育所、幼稚園、学校、地域住民、事業者など多様な主体が、それぞれ責任を持って子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備などを行い、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「加西市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。